

国民健康保険・後期高齢者医療保険のお知らせ

入院時食事療養費等の負担額が変更されます。

○国民健康保険の所得区分が一般課税の世帯の方

○後期高齢者医療保険の所得区分が課税世帯の方

現在の食費 一食あたり 260円 → 平成28年4月～ 一食あたり 360円

※但し、難病患者等は260円のまま据え置きとなります。

※今回の負担額変更は入院と自宅療養の負担の公平性を図る観点から、食材費相当額に加え、調理費相当額も負担していただくこととなりました。低所得者の方等は変更ありません。また、段階的に引き上げられ、平成30年4月～460円に引き上げられます。

整骨院・接骨院・鍼灸師の正しいかかり方

○健康保険が適用される（保険証が使える）のは次の場合のみです。

△外傷性の捻挫・打撲 △医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術

△応急処置で行う骨折・脱臼の施術（応急手当後の施術には医師の同意が必要です。）

●次の場合には健康保険が適用されません（保険証が使いません）。

▼疲労性や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労など ▼脳疾患後遺症等の慢性病 ▼内科的原因による疾患のこりや痛み ▼症状の改善がみられない長期の施術 ▼スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術 ▼工作中や通勤での負傷（労災給付）等

○鍼灸・マッサージの場合

△町の健康保険等で施術を受けるためには医師の同意書又は診断書が必要です。

▼健康保険は『治療上必要と認められた場合』にのみ適用されます。領収書や明細書、医師の診断書や同意書等しっかりと【正しい利用】を証明できるようにしましょう！

第三者行為による事故、ケガを負った場合にはまず連絡を！

第三者行為とは…

▲交通事故 ▲他人のペットによるケガ ▲不当な暴力や傷害行為によるケガ

▲スキー・スノーボードなどの接触事故 ▲購入食品や飲食店などでの食中毒など

○第三者行為による治療は加害者（が加入している保険会社）の負担です。

上記行為によるケガ等を負った際、町の健康保険に連絡が来なければ相手方の加入している保険会社で負担すべき治療費を町の国民健康保険等で負担しなければなりません。

相手方の名前、住所、連絡先を確認し、示談で解決される前に、連絡をしていただきますようお願い致します。 連絡先：住民課 ☎0556-66-3405（直通）

医療費の適正化にご理解とご協力をお願い致します。